

一般社団法人ネイル実務認定機構
検定試験開催校の登録について

一般社団法人ネイル実務認定機構（以下「当機構」という。）では、広くネイルテクニカルエキスパート検定試験及びネイルテクニカルデザイン検定試験の実施においてネイルサービス業を担う人材の育成を目指しておりますが、より多くの方に受験いただけるよう、検定試験開催校の制度を設けています。

1. 検定開催校とは

検定開催校とは、ネイルテクニカルエキスパート検定試験及びネイルテクニカルデザイン検定試験を開催することができるネイル教育機関（美容専門学校、ネイルスクール等）をいいます。

2. 検定開催校に指定されるメリット

- 1) 検定開催校では、ネイルテクニカルエキスパート検定試験及びネイルテクニカルデザイン検定試験を開催することができます。
- 2) 検定の評価を利用して、受講者の弱点等の克服につなげることができます。
- 3) 検定受験が可能であることを開催校のメリットとして告知することができます。
- 4) 求職者支援訓練等職業訓練を実施しているネイル教育機関が指定を受けることで、訓練内容に当検定の取得に関する訓練、検定試験の実施、評価を行なうことができます。
- 5) 受験者数に応じて会場代をお支払いします。

3. 検定開催校登録条件

- 1) 当機構へ登録書を提出すること。
- 2) 施術方法が確立しているネイルブランドの教育を行なうことができると当機構が確認できるものであること。
- 3) 検定を行なうことができるスペースが確保され、そのスペースが空調、温度の管理、明るさの確保がされていること。
- 4) 当機構のスクール・サロン会員であること
- 5) 受講生等に対する損害保険、施設賠償保険に加入していることが望ましい。

4. 検定開催校規約、マニュアル等を参考に滞りなく検定の実施を行なうことができます。
なお、当機構の作成した規約、マニュアル類の遵守は必須となります。

N P A A 主催検定試験実施マニュアル

一般社団法人ネイル実務認定機構を「当機構」とします。

N P A A 主催検定試験とは「ネイルテクニカルエキスパート検定試験」「ネイルテクニカルデザイン検定試験」をいいます。

検定試験の実施環境

実施条件	<p>検定開催校登録を行なっていること。</p> <p>ネイルテクニカルインストラクターの認定を受けた者が審査すること。</p> <p>受験者及びモデルが、余裕を持って検定試験に集中できる広さのスペースを確保できること。</p> <p>教育システムの確立したネイル用品ブランドを使用した検定の審査が可能なこと（当ブランドの教育システムを受講、修了し、内容を熟視していること）</p> <p>ネイルテクニカルエキスパート検定試験の実施要項及び当実施マニュアルを十分に理解していること。</p> <p>サロン・スクール会員であること</p>
届出	<p>検定開催校となるためには、検定開催校登録書を当機構に提出すること。</p> <p>検定開催校は、検定を行なう際その都度検定試験受験申込書（人数分）及び検定実施届を提出すること。</p> <p>検定開催校は、検定が無事終了した際には、その都度検定試験実施報告書を提出すること。</p>
実施環境	<p>検定を実施する場所が美容専門学校、ネイルスクール等ネイル教育機関の場合は、検定受講予定者が検定に集中できる広さ、環境を整えておくこと。</p> <p>検定開催校が検定会場を借りて行なう場合は、会場の規約を遵守するとともに、検定受講者に確実に場所等の案内を行なうこと。また会場は検定に集中できる広さ、環境を整えておくこと。</p> <p>の場合、検定実施にかかる責任は、検定開催校が負うものとする。</p> <p>検定は、背もたれ付の椅子及び机（長机可能）を配置し、受験者が検定要項に定められた器具等の設置及び検定受験に支障のないスペースが確保できること。</p> <p>空調、換気、温度の調整ができること。特に換気は機械換気と自然換気の両方が行なえることが望ましい。</p>
対象者	<p>検定開催校に通う受講生、生徒</p> <p>検定開催校に通う受講生、生徒以外の者で、検定受験を志望する者</p>

実施マニュアル

手続き

1	<p>初回のみ</p> <p>検定開催校の登録を希望する場合、条件を整えた上当機構に検定開催校登録書を提出する。</p> <p>提出は当機構へ郵送もしくはFAXによる。</p> <p>登録書が到着後1週間前後で当機構から以下の書類を送付いたします。</p> <p>登録完了通知書 検定に使用するマニュアル 検定実施要項を数部</p>
2	<p>検定予定日の ~ 約1ヶ月前(目安)</p> <p>検定試験の実施計画をたてる。(各開催校で公表して下さい)</p> <ol style="list-style-type: none">1) 検定予定日2) 検定申込み期間3) 検定実施場所(受験者の予想人数により検討)4) 検定実施の告知方法5) 受験料受領期限の設定6) モデルに関する情報提供及びチェック予定7) 実技試験審査結果通知日の設定8) 審査官の手配 <p>当機構に検定実施要項を請求(必要部数)</p> <p>請求の方法はファックスにて申込みを行ってください。</p> <p>申込みから2~3日で郵送いたします。</p> <p>検定実施要項を用いて、検定受験者に検定に関する情報、注意事項を指導し徹底を図って下さい。</p>
3	<p>検定予定日の 1ヶ月前(目安)</p> <p>当機構に検定試験受験申込書及び実施届を提出</p> <p>受験予定者全員の検定受験料の取り纏めをお願いします。</p> <p>当機構より検定受験料の請求書を郵送いたしますので、期日までに指定口座にお振込み下さい。</p> <p>検定受験料の振込の際には、会場費を差し引いた金額をお振込みいただきます。</p> <p>審査官の手配について</p> <p>検定審査を行なう審査官の手配をNPAA本部に行ってください。</p> <p>審査官の指名を行なうことは出来ませんが、より近隣の審査官を手配します。NPAA本部が手配を行ないますので、検定開催の1ヶ月前までに本</p>

	部に連絡を行って下さい。(手数料2000円が必要となります) (審査官の日当及び交通費の負担等があります)
4	<p>検定予定日 ~ 2週間前(目安)</p> <p>当機構に提出された検定試験受験申込書及び実施届に不備がない場合、当機構から受験予定者の受験票を指定された住所にお送りします。</p> <p>検定予定日の1週間前までに受験票が到着しない場合は、当機構までご連絡をお願い致します。</p>
5	<p>検定予定日1週間前までに(目安)</p> <p>受験票の確認をして、申込者の情報に相違がないか確認して下さい。</p> <p>受験票(A)と(B)を切り取り、受験票(A)を受験予定者に渡し、受験票(B)に指定の証明写真(裏面に必ず受験者名を記載して下さい)をクリップ止めしてください。受験管理票(B)は検定終了後当機構まで送付して下さい。</p> <p>受験票を当日忘れないように徹底して下さい。</p> <p>検定に必要な道具類の確認、モデルのチェック、検定実施要項の再度確認等を行い、受験予定者が全員滞りなく検定を受験できるよう配慮して下さい。</p>

一般の受験生からの問い合わせについて

一般の受験生から、検定開催校に対して質問や問い合わせが入る場合があります。以下の想定問答を参考にお答え下さい。

1. 一般社団法人ネイル実務認定機構とは？

一般社団法人ネイル実務認定機構は、関西を中心に活動をしているネイル団体で、検定事業や講習会を通じてネイルサービス業に携わる人材の育成と、ネイルサービスを行なう環境の整備を行なっています。

2. ネイルテクニカルエキスパート検定試験はどのような内容？

ネイルサロンにおけるサロンワークに即した実践力を測る内容の検定試験です。

特徴

1度の実技試験で、合否、合格の場合3級、2級、準1級、1級の評価を行ないません。

1級の取得まで、検定開催校で受験していただくことが可能です。

学科試験は行ないません。

ジェルネイルだけではなく、ケア、ポリッシュ、アクリリックと総合的な技術試験となります。

繰り返しチャレンジしていただくシステムを採用しており、より受験しやすくなっています。

3. 取得のメリットは？

ネイルの総合スキルを測ることが出来ます。試験内容には、ポリッシュ、ジェル、アクリルの施術が出来ることが必須となっております。

また1級の取得者は、ネイルテクニカルインストラクター認定試験の受験資格を得ることが出来ます。

ネイルテクニカルインストラクターは、N P A Aが主催する検定試験の検定審査官、講習会の講師等の役割を果たし、検定を独自に行なうことが出来る検定実施校になる条件の一つとなります。認定試験については、N P A A事務局にお問い合わせ下さい。

4. ネイルテクニカルデザイン検定試験はどのような内容？

ネイルサロンにおけるサロンワークに必須デザインの完成度を測る内容の検定試験です。本試験は3級、2級、1級と順番に取得することが必要です。

特徴

3級～1級のデザインテーマを設定しておりますので、各テーマの習得に役立ちます。

1級の取得まで、検定開催校で受験していただくことが可能です。

学科試験は行ないません。

デザインテーマに特化した新たな検定試験です。

繰り返しチャレンジしていただくシステムを採用しており、より受験しやすくなっています。

5. 取得のメリットは？

ネイルのデザインに関するスキルを証明することが出来ます。また基本デザインを習得できるだけでなく、ブラシワーク等施術の基本も同時にマスターすることが出来ます。検定対策講習等でより完成度の高いデザインの練習をすることで、ネイルサービス業従事者としてのスキルを更に高めることが出来ます。

6. 部外者ですがそちらで検定を受けることができますか？

可能です。検定開催校は検定受験者を一般募集することも出来ますので、検定試験の申込、受験料の支払もまとめて行なうことが出来ます。

7. 検定の申込

検定開催校で行なうことが出来ます。要項をお持ちでない方には、お渡しすることも可能です。

8. 受験料

検定開催校に支払うことで受験料の納付が出来ます。検定受験料は

ネイルテクニカルエキスパート検定試験を初めて受験される方 8,100円

二回目以降の受験の方 6,480円

ネイルテクニカルデザイン検定試験 5,940円です。

検定前準備

1	検定日当日までに準備すべきこと。 検定要項の内容を確認してください。 検定会場の準備を整えて下さい。 検定に必要な備品等をそろえて下さい。 受験に関する受験予定者からの質問等に丁寧に対応して下さい。 受験予定者が全員滞りなく検定を受験できるよう配慮して下さい。 審査官が来訪しているかどうかを確認し、来訪していない場合はN P A A本部に連絡をしてください。
---	--

検定当日

1	検定当日は、審査官が審査官マニュアルに従って進めますので、審査官と打ち合わせの上それぞれの役割を行って下さい。滞りなく検定が進むよう配慮して下さい。
2	検定を行なっている環境、換気等、受験者の体調には充分注意をして下さい。

検定終了後

1	実技試験の評価は、審査官全員で判断いたします。また、開催校は評価には参加することは出来ませんが、審査官の審査に則って受験生にアドバイスが出来るよう評価をまとめてください。
2	審査結果は、実技試験審査通知日に受験者全員に任意の方法で知らせて下さい。
3	検定試験実施報告書、審査表（原本）、受験管理票（B）、証明写真（裏面に受験者名記載）（受験管理票（B）にクリップ止め）をN P A A検定事務局まで郵送して下さい。
4	審査官からの評価を利用して受験者の技術的に修正が必要な点を指摘、指導して下さい。また評価に関する質問等は一切お答えすることができませんので、受験生に周知をお願いします。
5	受験日より1ヶ月程度で、受験者全員に合否通知、合格者には合格証、合格証明カードを指定住所に発送いたしますので、受験者にお渡し下さい。 なお、当機構へ合否の問い合わせには一切お答えできませんので受験生に周知をお願いします。

当機構への申請に関するまとめ

検定開催校登録書	検定開催校になるため 初回のみ
検定実施要項	必要部数のみ
検定試験受験申込書 実施届	検定予定日の1ヶ月前
検定試験実施報告書	検定終了後速やかに
検定試験審査表(原本)	検定終了後速やかに
受験管理票(B)	検定終了後速やかに
証明写真	検定終了後速やかに

当機構宛送付に係る料金は、検定開催校にてご負担願います。

当機構へ送付される場合は、郵送にてお願いします。未着、延着は当機構では責任を負いません。自己責任にてお願いします。

検定試験開催校規約

一般社団法人ネイル実務認定機構（以下「当機構」という。）の指定する検定試験開催校（以下「検定開催校」という。）について、以下の通り定めるものとします。

1. 検定開催校とは

検定開催校とは、当機構の定めた条件を充たしたことで、当機構の主催するネイルテクニカルエキスパート検定試験及びネイルテクニカルデザイン検定試験を実施することができる権利を得たものとして、当機構から指定されたネイル教育機関等をいいます。

2. 検定開催校になるには

検定開催校になるためには、以下の条件を充たすことが必要となります。

- 1) 当機構へ登録書を提出すること。
- 2) 施術方法が確立しているネイルブランドの教育を行なうことができると当機構が確認できるものであること。
- 3) 検定を行なうことができるスペースが確保され、そのスペースが空調、温度の管理、明るさの確保がされていること。
- 4) 当機構のスクール・サロン会員であること
- 5) 受講生等に対する損害保険、施設賠償保険に加入していることが望ましい。

3. 検定開催校登録の更新

- 1) 検定開催校の登録は更新制とします。更新には以下の条件が必要となります。
スクール・サロン会員の更新がなされていること（会員期間中でも可）
更新に必要な書類を提出し、受理されること
- 2) 検定開催校の指定は1年を基本とします。
- 3) 更新期限前に当機構から会費等に関する書類及び更新に必要な書類を送付いたしますので、期限内に対応して下さい。

4. 登録の拒否について

- 1) 検定開催校の指定を申請した場合でも、当機構は次の場合は申請の拒否をすることができます。
登録申請を受理する前に、申請に虚偽があることが当機構に判断した場合
当機構が総合的に判断して登録を拒否することが望ましいと判断した場合
登録の拒否を受けた場合で、1年を経過しない場合
の場合でも、登録の取消しを受けた要因が改善されていないと当機構で判断した場合
- 2) 登録の拒否を受けた場合の再登録申請は、拒否を行なった内容の改善が見られたと当機構が判断場合に限り受領するものとします。

5. 検定開催校指定に際して配布する物

- 1) 配布する物
検定開催校の登録書（掲示用）1枚
検定試験の普及用ポスター3枚
ホームページ等で使用可能な検定開催校用のロゴ類（当機構の指定するもの）
その他チラシ類

- 2) 登録書の滅失、破損等で再発行を希望される際は、有料(1枚税込1,620円)となります。
- 3) 普及用ポスターを指定枚数以上希望される場合は有料(1枚税込648円)となります。

6. 検定開催校に与えられる権利

検定開催校は、当機構より次の権利を付与します。

- 1) ネイルテクニカルエキスパート検定試験の開催ができます。
- 2) ネイルテクニカルデザイン検定試験の開催ができます。
- 3) 検定開催校として自校の宣伝広告に使用することができます。
- 4) 検定を開催する際、受験者数に応じて当機構の定めた検定受験会場代をお支払いいたします。

7. 検定開催校が負う責任・義務

検定開催校は次の責任を負います。

- 1) 検定の啓蒙普及
- 2) 検定の誠実かつ公正な実施
- 3) 検定の実施に必要な環境整備
- 4) 受験予定者に対する適切かつ正確な情報提供
- 5) 当機構の定めた規約、規則等の遵守義務
- 6) 必要事項に関して当機構への報告義務

8. 注意事項

- 1) 検定の実施に当たっては、検定実施マニュアル等を利用して受験予定者が不利益を被らないようにすること。
- 2) 検定開催校の登録を受けていることにて、当機構の運営等に携わる等特別な権利を付与するものではないと理解していること。
- 3) 当機構からの配布物等は当機構に著作権等の権利がありますので、法律の定めにより許可なく配布、複製、教材等に使用しないこと。
- 4) 配布された以外のロゴ等、当機構の公式ウェブサイト内の文言や画像等を無断で使用しないこと。
- 5) 当機構の評価及び他ネイル教育機関の誹謗、中傷を行なわないようにすること。
- 6) 当機構への報告義務を遵守し、虚偽の報告はしないこと。
- 7) 当機構から配布された規約類、マニュアル類を勝手に修正等を行なわないこと。

9. 当機構との関係

検定開催校は、当機構に検定実施の申込みをすることで、検定試験の開催を行なうことができますが、実施する検定は、検定開催校の責任で行なってください。また審査は審査官が行ないますので、勝手に審査評価をすることは出来ません。

- 1) 検定開催校は当機構に報告義務がある。
- 2) 当機構は、検定受験者等から検定開催校に関する情報、要求、クレーム等を受けた場合は調査を行います。
- 3) 当機構からの調査には真摯に対応すること。
- 4) 当機構から検定開催校に対して改善要求を行なうことができる。
- 5) 当機構からの改善要求には、真摯に回答、対応すること。

10. 免責事項

- 1) 検定開催校が開催する検定事項において発生した問題点、クレーム、受験者もしくはモデルに発

生じた怪我等は検定開催校が責任を負い、当機構はその責任を負わない。

- 2) 当機構が公式ウェブサイト、規約類、マニュアル等に記載しております正確性に関しては、万全を期しておりますが、その時点での提供情報であり、その完全性、正確性、適用性、有用性等いかなる保証も行なっておりません。
- 3) 検定開催校に対する取決め、本規約の内容、条件等は予告無しに変更する場合がございます。
- 4) 自然災害、システムの障害等によって当機構からの情報提供、返信、送付物の延着等がある場合、当機構はその責任を負わないものとします。

1 1 . 検定開催校の登録取消し

次の項目に当てはまる場合、検定開催校の登録を取り消します。

スクール・サロン会員の更新がされていない場合、会員資格を取り消された場合
検定開催校としての環境、整備がされていないと当機構が判断した場合
受験者、受講者からの苦情が多く、当機構からの改善要求にも対応しない場合
当規約に違反する行為を行なった場合
その他当機構が登録の取消しが妥当と判断した場合

1 2 . 再登録

次の場合は再登録を行なうことができるものとします。

会費納付に係る事項で登録の取消しを受けた場合で、会費納入を確認したとき
それ以外の事項で取消しを受けた場合は、取消しを受けた日から1年を経過する日以降で、取消しを受けた内容の改善が見られると当機構で判断した場合
当機構で妥当と認めた場合

1 3 . 審査官の手配及び報酬

検定開催届けに従い、当機構で審査官を手配します。

審査官の指名はすることが出来ませんが、審査官の所属機関から検定開催校の距離等を換算し、最適な審査官を手配することとします。

審査官の手配を行なう手数料は2,000円となります。

審査官への報酬は検定開催校の負担と致します。報酬は当機構の定めるインストラクター活動費支給要項に従うこととします。

報酬は当機構からの請求書に従ってN P A Aに支払うこととします。審査官へはN P A Aから支払うこととします。

1 4 . その他

当規約は事前に告知なく内容変更を行なう場合があります。

当規約にない事項に関しては、当機構と当事者の2者で協議の上決定を致します。

当規約は平成27年5月1日より適用します。